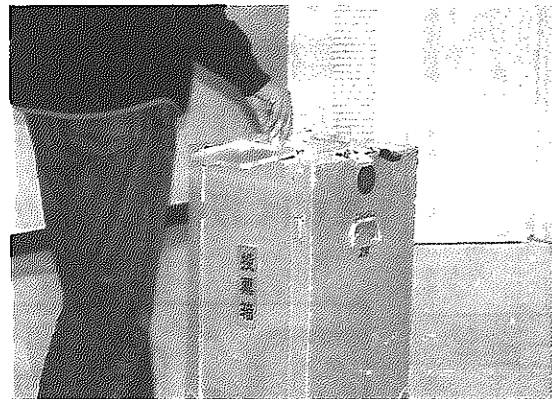


1月23日(日)は 白根市長選挙の投票日です



投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票所へは入場券を忘れずにお持ちください。入場券はハガキで、各家庭に送付します。また入場券を紛失などしても投票できません。投票所で係員に申し出てください。投票所へは小さな子ども連れで入る

投票できる人
昭和60年1月24日までに生まれ、平成16年10月15日以前から引き続き、白根市の住民基本台帳に登録されている人。平成16年10月16日以降に他の市町村から転入した人。投票日の前日までに他の市町村へ転出した人は投票できません。

投票所へは小さな子ども連れで入る
投票所へは小さな子ども連れで入る

投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票所へは入場券を忘れずにお持ちください。入場券はハガキで、各家庭に送付します。また入場券を紛失などしても投票できません。投票所で係員に申し出てください。投票所へは小さな子ども連れで入る

次の場合には不在者投票ができます

指定病院、施設等で投票する場合
県選挙管理委員会が、指定する病院や老人ホームなどに、入院または入所している人は、施設の中で投票できます。施設に確認して申し出てください。

身体に障害を持ち、自宅で投票する場合
重度の身体障害者や要介護者で、次に該当する人は郵便等で投票できます。

身体障害者手帳を持ち
①両下肢から体幹の障害が1級か2級の人
②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級か3級の

当日、都合の悪い人は
期日前投票ができます

投票日当日、仕事や冠婚葬祭がある、レジャーを予定しているなど、都合の悪い人は期日前投票ができます。印鑑は不用です。入場券をお持ちください。

戦傷病者手帳を持ち
①両下肢から体幹の障害が特別項症から第2項症の人
②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症の人

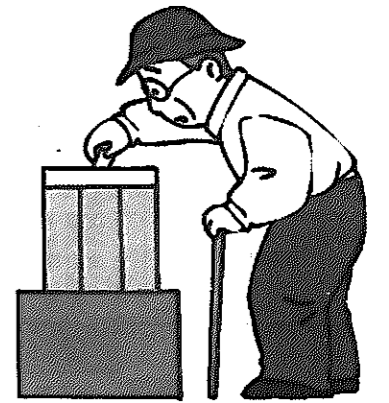
介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であって
同法第12条第3項の被保険者証に要介護5の記載がされている人

以上の人は、投票日の4日前の1月19日(木)までに、「郵便投票証明書」を添えて投票用紙を請求してください。なお、郵便投票証明書の有効期限は7年(平成10年5月以前に交付された証明書は、交付の日から4年間)です。白根市選挙管理委員会が発行しています。今までに郵便投票証明書の交付を受けていない人は、早めに申請してください。すでに交付を受けていても、有効期間がすぎている人は、早めに申請してください。申請には身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または被保険者証をお持ちください。代理の人でも構いません。

滞在先で投票する人
仕事や用務のため、他の市町村に滞在中の人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会に投票できます。この場合は、白根市選挙管理委員会へ不在者投票の請求をしてください。

第15投票区の 投票所を変更します

第15投票区の投票所は、大鷲保育園が工事中のため鷲巻地域生活センターに変更します。お間違いのないようにお願いします。



選挙運動に関する 贈り物などはルール違反

公職選挙法で、どんな人でも選挙運動に関して、いかなる名目であろうとも、法律で認められたもの以外の飲食物を提供することは禁じられています。これには、市民の皆さんが陣中見舞等の名目で酒やビールなどを候補者に提供することも含まれますので、ご注意ください。



新潟市議会議員増員選挙のお知らせ

平成17年3月21日、新潟市を含む近隣12市町村との合併に伴い、新潟市議会議員増員選挙の選挙期日および告示日等が決定されましたのでお知らせします。なお投票所は従来どおりで変更はありません。

白根選挙区 定数4人
告示日 平成17年4月17日(日)
選挙期日 平成17年4月24日(日)
立候補予定者説明会(予定) とき 平成17年3月29日(火)
会場 新潟市役所



広報しろね

平成17年1月11日発行

選挙特集号

編集：白根市役所、白根市選挙管理委員会 (〒950-1292 新潟県白根市大字白根1235 ☎373-2111)

問い合わせ 白根市選挙管理委員会事務局(☎373・2111 内450)